

## 直結増圧給水方式条件承諾書

年 月 日

粕屋町長 様

給水装置工事申込者

住所

氏名

連絡先TEL

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(※)

給水装置の設置場所	粕屋町 (建物の名称)
指定給水装置工事事業者	氏名又は名称 電話番号
増圧給水設備等の管理人	氏名又は名称 電話番号

直結増圧給水方式について次のことを承諾いたします。

1. 故障時の対応

直結増圧給水方式は、断水や水圧低下のとき、受水槽のような貯留機能がないため、水の使用ができなくなることを承知しています。

なお、停電や故障により増圧装置が停止したとき、又は、水圧低下により一時的な出水不良が発生したときは、直接給水栓を使用します。

2. 定期点検

増圧装置及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行うとともに、必要な修繕を行います。

3. 損害賠償

直結増圧給水方式に起因する事故が発生し、粕屋町及び他の使用者等に損害を与えた場合には、責任を持って補償します。

4. 管理人等の継承

所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの装置が条件承諾付であることを熟知、承知させます。

5. 既設給水管の使用責任

既設給水管の使用による直結増圧給水方式とした場合、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、配管の布設替等を所有者又は使用者の責任において行い、粕屋町上下水道課の指示に従い速やかに改善をします。

6. 水道メーターの管理及び取替え

水道メーターの維持管理及び検針に支障がないようにするとともに、オートロック設備付共同住宅の場合は別紙(オートロック式建物解錠方法届)を提出します。

なお、支障が生じた場合は、粕屋町上下水道課の指示に従い、所有者又は使用者の費用で速やかに改善します。また、計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えには、粕屋町上下水道課に協力し断水することを承諾します。

7. 条例・規則等の遵守

上記各項のほか、取扱上必要な事項については、粕屋町給水条例及び粕屋町給水条例施行規則等を遵守して施行します。

8. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧給水方式に起因する紛争等については、当事者間で解決し、粕屋町上下水道課には一切迷惑をかけません。